

11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」に関する周知及び改めて生命（いのち）の安全教育の取組や性犯罪・性暴力に関する相談窓口の周知をお願いするものです。

事務連絡  
令和7年10月20日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
構造改革特別区域法  
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体担当課  
各國公立大学担当課  
各公私立短期大学担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
各大学共同利用機関法人担当課  
国立教育政策研究所担当課  
科学技術政策研究所担当課  
日本学士院担当課  
日本芸術院担当課  
公立学校共済組合担当課  
日本私立学校振興・共済事業団担当課  
文部科学省各独立行政法人担当課

御中

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

#### 令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施等について（依頼）

日頃から男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣）において、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する旨が決定されており、今年度も別添の実施要綱のとおり実施することとなりました。

本運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とするものです。

貴課におかれましては、本運動が有意義なものとなるよう、本運動の趣旨について、ポスターの掲示やリーフレットの配布、研修の実施等により職員や児童生徒及び学生等に周知するとともに、女性の人権が尊重され、暴力のない社会の実現に向けて、今後とも、なお一層の積極的な取組をお願いいたします。

◆ポスター・リーフレットは以下のページからダウンロードいただけます。

（内閣府男女共同参画局HP）

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/no\\_violence\\_act/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html)

## ○生命（いのち）の安全教育について

文部科学省では、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方や、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身につけるための「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

改めて、教材及び指導の手引き等について周知いたしますので、各学校における「生命（いのち）の安全教育」の取組への積極的な活用につきましても、ご協力をお願いします。

- ・「生命（いのち）の安全教育」（文部科学省 HP）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)

## ○性犯罪・性暴力に関する相談窓口について

特に、性犯罪・性被害に児童生徒及び学生が直面した際、当該児童生徒及び学生に対して相談窓口（「#8891」、「#8103」、SNS相談「Cure Time（キュアタイム）」）等の情報を提供いただくことをはじめとして、被害を受けた児童生徒及び学生に親身に寄り添い、安心して学業に取り組める環境を提供いただくよう御配慮をお願いします。

なお、性犯罪・性暴力被害者ためのワンストップ支援センターに（一覧）については以下をご参照ください。

- ・行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（一覧）

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/pdf/one\\_stop.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/one_stop.pdf)

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれでは所轄の学校に対して、各公私立大学・各公私立短期大学担当課・各公私立高等専門学校担当課におかれでは学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれでは所管の専修学校に御周知くださるようお願いします。なお、学校に対する周知の範囲及び方法については、学校における働き方改革の観点から、御担当において各学校の状況等を踏まえて御判断いただくようお願い申し上げます。

### 【本件担当】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

男女共同参画企画係

TEL：03-5253-4111（内3406）

# 令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱

令和7年8月8日

男女共同参画推進本部長決定

## 1 目的

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

この運動は、都道府県、市区町村、男女共同参画推進連携会議、関係団体、有識者等との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的とする。

特に、女性に対する暴力の根底には、人権の軽視があることから、人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする。

## 2 実施期間

令和7年11月12日（水）から11月25日（火）までの2週間

（11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）

## 3 主唱

内閣府、内閣官房、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

## 4 協力を依頼する機関・団体等

都道府県、市区町村、男女共同参画推進連携会議、関係団体、有識者等

## 5 運動の重点

次の事項に重点を置く。

- (1) 「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」や「パープルリボンバッジ」を積極的に活用するなどにより、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等は決して許されないものである、との社会認識を更に醸成すること。
- (2) 暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、暴力の被害に遭っているながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること。

## 6 運動の実施事項

- (1) ポスター、リーフレットの作成・配布、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用したキャンペーン、パープル・ライトアップ等の広報活動を、運動のより一層の広がりを目指し、効果的に実施する。
- (2) 講演会・研修会等を開催し、女性に対する暴力根絶のための啓発活動を実施する。
- (3) 相談窓口の周知を進め、被害者相談活動の一層の充実を図る。
- (4) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の未然防止を図るため、女性に対する防犯指導や青少年に対する生活指導、街頭補導等を重点的に実施する。
- (5) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の取締り及び関係営業に対する行政指導を強化する。

DVや性暴力に  
気づいたら  
相談されたら

# そのとき、私たちにも できることがある。

あなたの考えや気持ちを押し付けず、まず寄り添って話を聞くことから、始めてみませんか。  
そして、どんな時も「あなたは悪くないよ」と伝えてください。

年齢・性別を問わず相談できる窓口があることも伝えてください。

## 性犯罪・性暴力

## 配偶者・交際相手からの暴力

SNSで相談

Cure time  
(キュアタイム)

電話で相談

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

はやくワンストップ

#8891

性犯罪被害相談電話(警察)

ハートさん

#8103

チャットで相談

DV相談  
プラス

電話で相談

DV相談ナビ  
はれはば  
#8008



パープルリボンは  
女性に対する暴力根絶の  
ためのシンボルマークです。



11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

# 被害を受けた方へ

安心して相談してください。  
プライバシー、秘密は守られます。

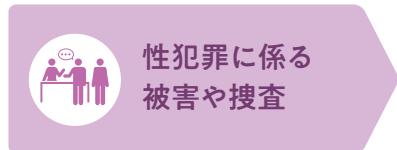
配偶者等への暴力、デートDV、性犯罪・性暴力（インターネット上の性的な暴力を含む）、痴漢、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、決して許されないものです。  
被害を受けた方は悪くありません。被害に気づいたら、下記の相談窓口を被害者の方へ伝えてください。



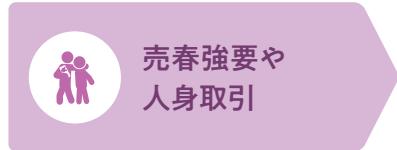
配偶者・交際相手  
からの暴力



性犯罪・性暴力



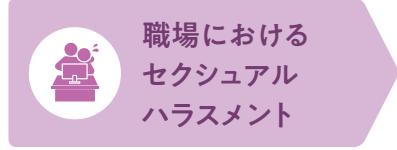
AV出演被害



性犯罪に係る  
被害や捜査



売春強要や  
人身取引



ストーカー被害



職場における  
セクシュアル  
ハラスメント

# 相談を受けた方へ

相談窓口のことを被害者の方へ  
教えてあげてください。

相談先	参考情報
<p>内閣府 DV相談ナビ #8008</p>	<p>内閣府 配偶者暴力被害者支援情報</p>
<p>内閣府 DV相談プラス つなぐはやく 0120-279-889</p>	<p>内閣府 配偶者暴力相談支援センター</p>
<p>内閣府 性暴力に関するSNS相談 Cure time(キュアタイム)</p>	<p>警察庁 各都道府県警察の犯罪被害相談窓口</p>
<p>内閣府 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター はやくワンストップ #8891</p>	<p>内閣府 若年層の性暴力被害予防月間</p>
<p>警察庁 性犯罪被害相談電話(全国共通) ハートさん #8103</p>	<p>内閣府 性犯罪・性暴力被害者支援情報</p>
<p>警察庁 匿名通報ダイヤル 0120-924-839</p>	<p>警察庁 ストーカー被害防止ポータルサイト</p>
<p>厚生労働省 困難な問題を抱える女性の相談窓口(女性相談支援センター) はなそなやみ #8778</p>	
<p>厚生労働省 各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)</p>	

## ■人権侵害に関する相談

法務省 みんなの人権110番(全国共通) **0570-003-110**

法務省 外国語人権相談ダイヤル(全国共通) **0570-090911**

法務省 インターネット人権相談受付窓口  
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)

法務省 LINEじんけん相談



## ■法的トラブルに関する相談

法務省 法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル  
(全国共通) なくことないよ  
**0120-079714**

